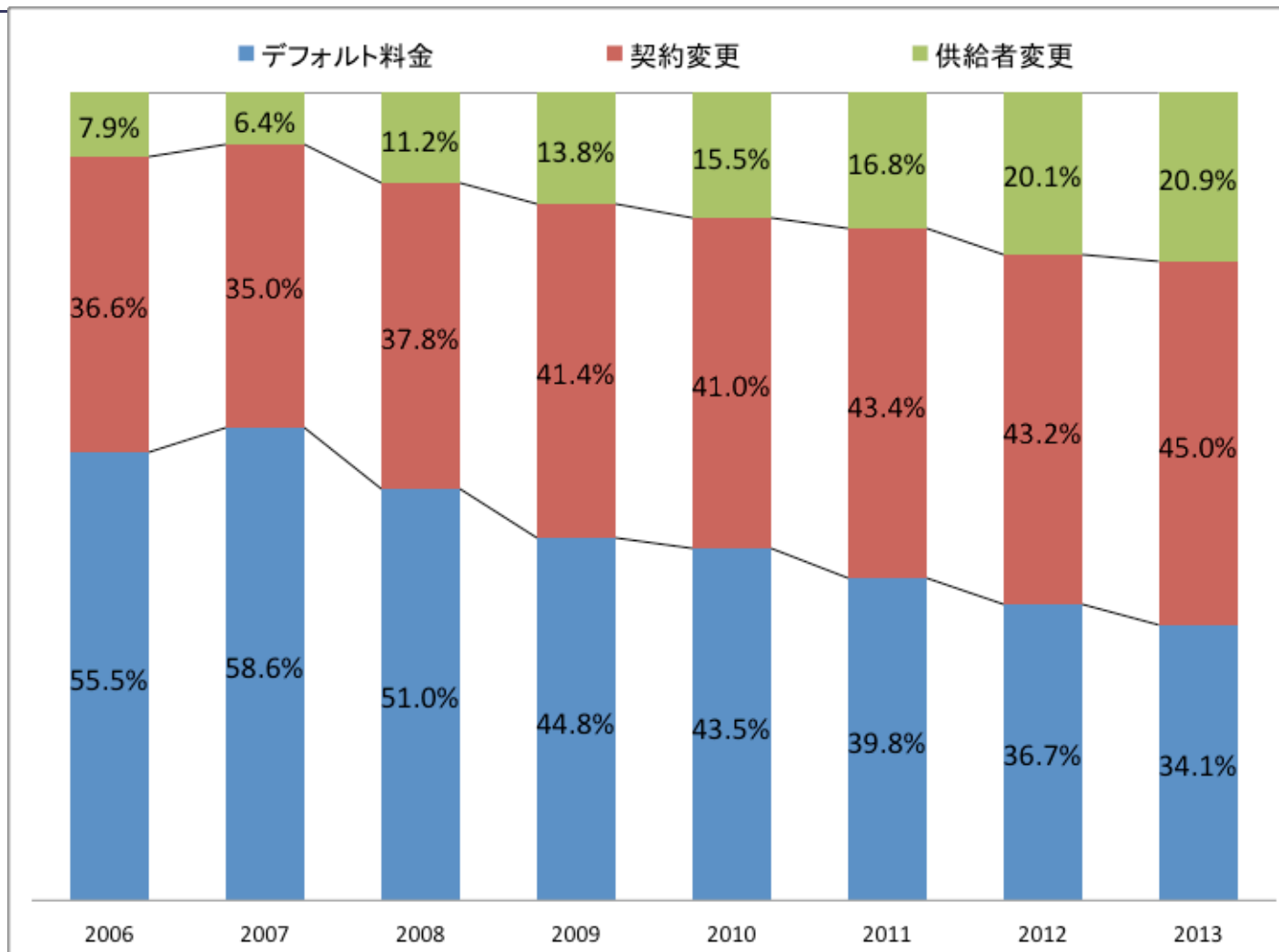


ドイツにおけるデフォルト料金と自由化料金の割合の推移(家庭用, 2006-2013)



(*)2006年の「デフォルト料金」は、既存事業者のシェア。

出典: Bundesnetzagentur & Bundeskartellamt, *Monitoringbericht*各年版より弊所で作成

イギリス：規制料金を撤廃

◆ 規制料金を撤廃(次頁参照)

- すべての小売事業者が、自由化料金で供給
- 最終保障サービスに相当する規制料金も存在しない

◆ 課題

- 過去数年、家庭用の電気(及びガス)料金の相次ぐ値上げが、家計の負担となっている。
- 特に、低所得者層などへの影響が深刻である。

◆ 料金規制撤廃後の需要家保護策

- 値上げに際しての事前通知義務
- 低所得者層などに対する特別の手当

規制撤廃後の規制についても課題は山積。

イギリスにおける市場評価

- ◆ 2002年、規制料金撤廃に際して、規制当局(Ofgem)は以下をはじめとする指標に着目。
- ◆ → 各種指標を総合的に判断して、規制料金の撤廃を決定。

需要家側の経験	需要家が認識する供給事業者の数
	供給者にコンタクトを採った経験のある需要家の割合
	現在の供給者のサービスに満足している需要家の割合
	自ら料金メニューの比較ができる需要家の割合
需要家の供給者変更行動	1週間に供給者を変更した需要家の総数
	既存供給事業者からの離脱の数(純減少数)
	供給者変更の経験のある需要家の割合
市場シェア	既存事業者の各供給区域における市場シェア
	「電ガス併給」を受けている需要家の数
価格・非価格面のオファー	各供給区域における小売事業者の数
	供給者変更をした場合の、既存事業者料金との差額(中央値)
	価格規制の上限値と既存事業者の実勢価格との比較
参入障壁	市場における既存事業者の地位と行動
	全体的な電力市場の状況

ご参考: 弊所報告書(2014)「英国における小売全面自由化後の競争評価と競争促進策の課題」

イギリス：自由化・料金規制撤廃後の需要家保護策

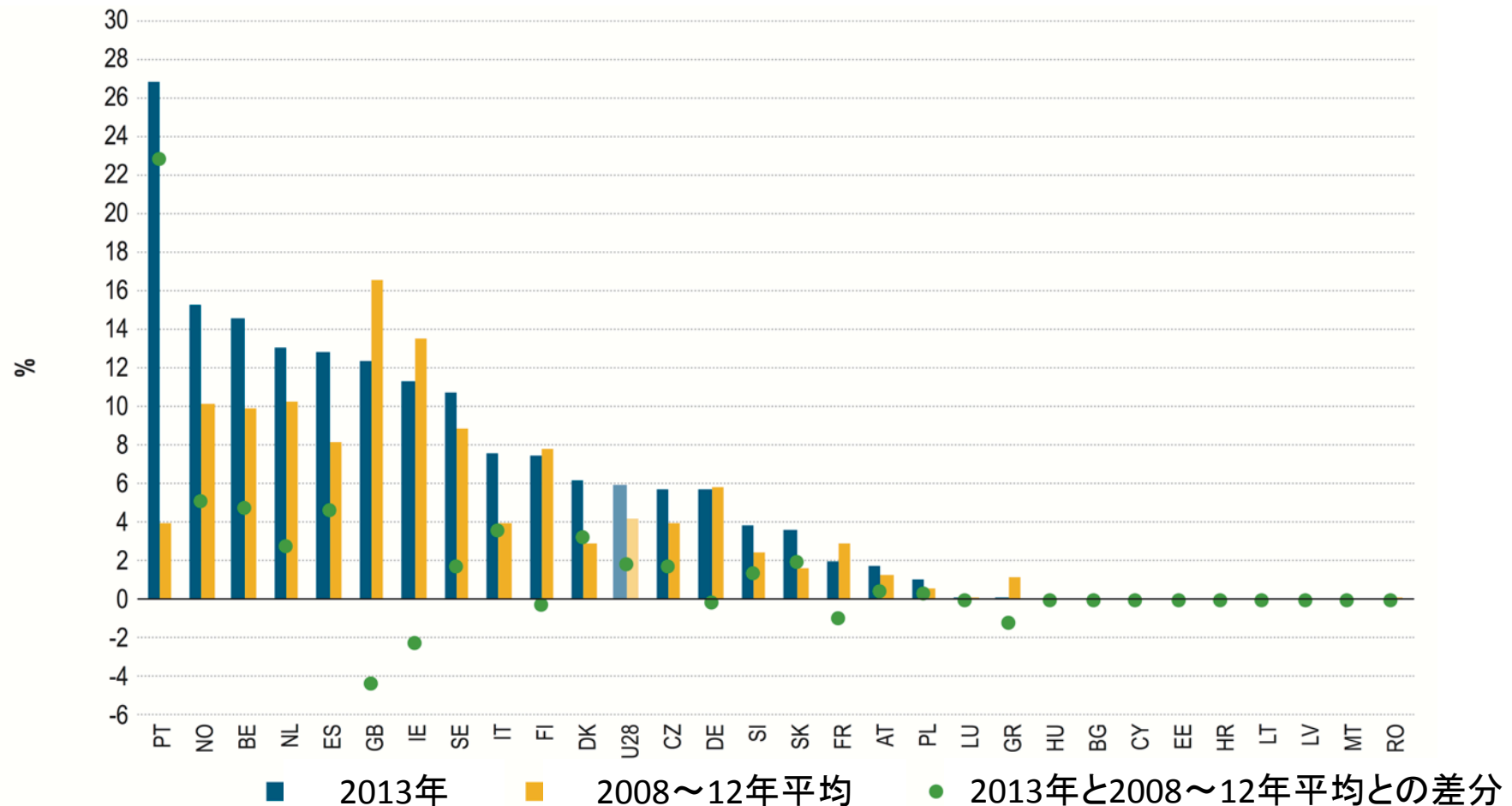
◆ 値上げに際しての事前通知義務

- 過去には、料金値上げ実施の公表直後に、実際の値上げが実施されていた(→31頁参照)
- 2011年3月のOfgemによる新規制：値上げ実施の場合の30日前までの通知を事業者に義務付け。
- →これ以降、各事業者はおおむね40日程度の周知期間を設けている。

◆ 低所得者層などに対する特別の手当

- 2008年以降、料金高騰の影響を緩和するための対策が、政治的・社会的に要請され、実施された
- →理論的な問題点や実務上の課題が明らかに(後述)

供給者変更率の動向(家庭用、電力)



出典: ACRR/CEER (2014) *Annual Report on the Results of Monitoring the Internal Electricity and Natural Gas Markets in 2013* (2014).

◆ → イギリスや北欧、アイルランド、オランダで10%以上の比較的高い値

供給者選択行動に影響を与える要因

◆ 存置される規制料金の在り方

➤ 規制料金(仏)/デフォルト料金(独)の水準

■ フランス: 規制料金が、非常に低廉である。

■ ドイツ: デフォルト料金が、自由化料金よりも高い。

➤ 規制料金(仏)/デフォルト料金(独)への復帰

■ フランス: (現在は)認められていない。

■ ドイツ: 認められている。

供給者選択行動に影響を与える要因

◆ 実質的な選択肢の有無

- 客観的な供給者の数が多いことよりも、実質的に変更にする選択肢があると需要家が認識しているかが重要。

- 例：大手4社のシェアが高いほど変更率が高い、という傾向。

◆ 料金の節約可能性

- 一定の節約余地がないと供給者変更に至らない

- 料金メニュー間の料金差があり、電気料金の節約余地が大きいほど、小売事業者の変更率が高い傾向

供給者変更の際して、手続面などのスイッチング・コストが存在する可能性

◆ 需要家の自由化・競争への低い意識

- 需要家自身が自由化や競争のメリットを認識していない場合、需要家の供給者変更の意向が高くない

節約余地があっても、需要家がそれを知らない。

欧州における課題解決に向けた動き

◆ すみやかな規制料金の撤廃

- EU委員会・規制機関からの圧力・唱道活動

◆ スイッチング・コストの低減

- 供給者や料金プランに関する情報提供の改善

- イギリスの例) 料金プラン数の制限と単純化

- 各事業者が提供できるプランの数を、メーター種別ごとに4つまでとする。

- 全プランを基本料金と従量料金の二部料金制とする。

- ただし、競争促進に繋がるかは不透明。

②イギリスの家庭用需要家保護策 の現状と課題

EUのエネルギー貧困問題の拡大

- ◆ 自由化後、電力・ガス料金の支払に困難を生じる需要家の存在が問題に
 - → エネルギー貧困(energy poverty), エネルギー貧困層(energy poor)問題としてクローズアップ。
- ◆ EUの第3次電力自由化指令 (2009): 「エネルギー貧困は、共同体内で大きな問題となりつつある。」
- ◆ 以下の国が、「エネルギー貧困」などの公的な定義を設けている。

加盟国	「エネルギー貧困層」の公的な定義
ベルギー	社会福祉的に特定の状況にある世帯
ブルガリア	“社会的貧困層”である需要家
フランス	収入額が一定水準(2009年では7,521ユーロ/年)未満の需要家
ギリシャ	4ヶ月の電力消費賞が1000kWh以下であり、かつ年収が12,000ユーロ以下の需要家
マルタ	世帯の可処分所得と世帯の人数で決定される。
ルーマニア	1) 平均した月給が、政府が定めた最低賃金以下の需要家 2) 疾病, 年齢その他の理由により, 電力供給関連施設からのなんらかの支援を受けている需要家
スロバキア	社会的に弱い状況にあり, 電力供給なしには健康に重大な危険が及び得る需要家
スペイン	社会福祉の観点から特定の状況にある世帯
イギリス	平均的な冷暖房費の支払後の所得が、貧困線未満の世帯

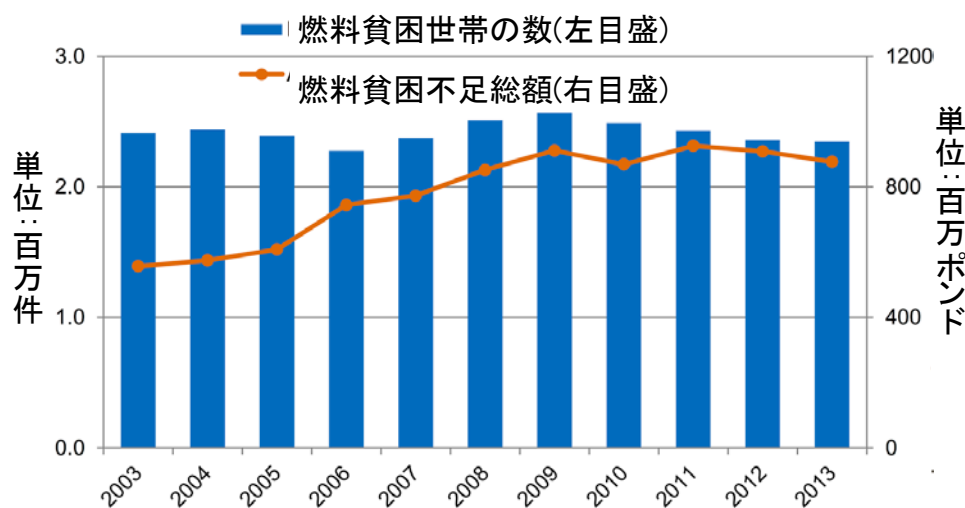
出典: ECME Consortium (2010) *The Functioning of Retail Electricity Markets for Consumers in the European Union*, Boardman (2010) *Fixing Fuel Poverty* など.

EUの燃料貧困と社会福祉料金

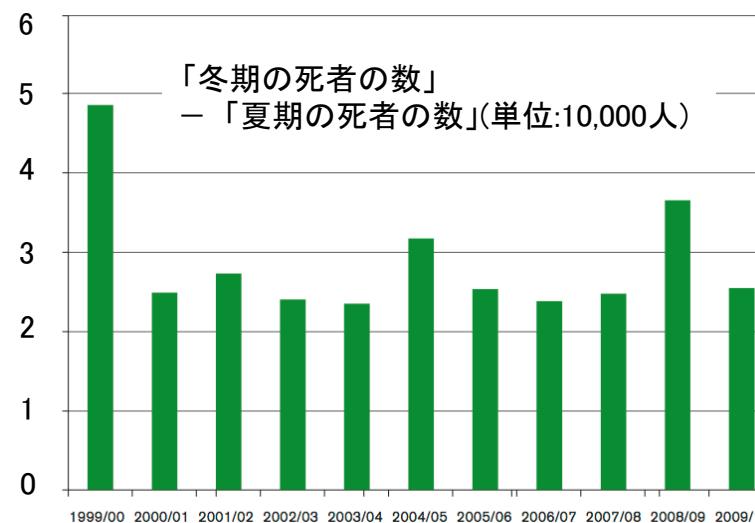
- ◆ エネルギー貧困層に対する援助等を目的として、EU加盟国のうち24カ国が、なんらかの形で、電気料金に対する社会福祉料金 (social tariff)を置く。
 - オーストリア, ベルギー, キプロス, チェコ, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ハンガリー, アイルランド, イタリア, ラトビア, リトアニア, マルタ, オランダ, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, スロバキア, スロベニア, スペイン, **イギリス**
- ◆ イギリス:
 - エネルギー貧困問題の長い歴史
 - 特に、自由化後、料金水準の高騰に伴い重要な 이슈に

イギリスの燃料貧困問題

- ◆ イギリスでは、電力・ガス等の料金の支払いが困難な、「燃料貧困」(fuel poverty)世帯の存在が深刻な問題に。
 - 「燃料貧困」の現在の定義：平均的な冷暖房費の支払後の所得が、貧困線未満の世帯
- ◆ → 燃料貧困解決に向けた各種取り組みを実施



出典: DECC (2015) Annual fuel poverty statistics report 2015.



出典: Marmot Review Team (2011) The Health Impacts of Cold Homes and Fuel Poverty.